

学校法人安城学園公益通報者保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学園に対して学園関係者から(不正の目的ではない)公益通報があった場合、当該公益通報者を保護するために必要な事項を定めることを目的とする。

併せて、学園として公益通報者保護法で定める法令の遵守及び違反行為の是正・防止を図るものとする。

(窓口)

第2条 公益通報に関する学園の窓口は法人本部とし、窓口担当者を置くものとする。

なお、公益通報に関して学園関係者から相談等を受けた職員は、学園の窓口担当者に遅滞なく報告・連絡しなければならない。

(通報の方法)

第3条 公益通報は、面会だけでなく、電話・電子メール・FAX・書面でも行うことができる。

(通報者)

第4条 この規程で保護の対象とする通報者は、次の各号に掲げる者とする。

- ① 学園との間に雇用関係にある者
- ② 学園が勤務先である派遣職員

(調査)

第5条 理事長は、学園の窓口が受け付けた公益通報について、調査委員会をできるだけ早期に設置し、通報内容の事実関係及び公益通報性を調査するものとする。調査委員会のメンバーは理事長が決定する。

なお、調査委員会は窓口受付後、20日以内に開催するものとする。

(協力義務)

第6条 各設置校の長及び職員は、調査に際して調査委員会から協力を求められた場合、協力しなければならない。

(是正/防止措置)

第7条 調査委員会は、理事長にできるだけ速やかに調査結果を報告するものとする。

2 理事長は、調査委員会の調査の結果、公益通報であることが明らかになった場合、学園として是正措置・防止措置を速やかに講じるものとする。

(懲戒処分等)

第8条 調査委員会の調査の結果、公益通報であることが明らかになった場合、学園として当該違法行為に関与した職員に対して就業規則に基づき懲戒処分を行う。

(公益通報者の保護)

第9条 公益通報をしたことを理由とする如何なる不利益な取扱いも公益通報者が被むることのないよう必要な措置を学園として講ずるものとする。

(個人情報保護)

第 10 条 調査委員会の調査の過程等で知り得た(個人情報保護法で定める)個人情報に対して、関係者は学園の「個人情報の保護と活用に関する規程」に従って対応しなければならない。

(通知)

第 11 条 理事長は、公益通報者に対して、調査結果・是正措置を遅滞なく文書で通知するものとする。

(不正の目的)

第 12 条 (虚偽又は誹謗中傷のための通報等)不正の目的のために通報を行った者に対しては、就業規則等に基づき懲戒処分を行う。

(関係者の排除)

第 13 条 理事長は、通報があった場合、その事案の処理に被通報者を関与させない。

ここに、「被通報者」とは、「その者が公益通報者保護法で定める法令違反行為等を行った・行っている・行おうとしていると通報された者」のことである。

(その他)

第 14 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に細則を定めることができる。

2 通報先が行政機関または事業者外部の場合についても、原則としてこの規程を準用するものとする。

附 則

1 この規程は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。